

農業経営力向上支援事業実施要領

第1 事業の目的

近年、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足が進み、産地の維持や農村地域の保全管理に支障が生じており、早急に多様な担い手の育成・確保をすることが求められている。

そこで、認定農業者をめざす農業者や新規就農者および集落営農組織を対象に、農業用機械、施設及び設備の導入または修繕に係る費用の一部を支援することによって、農業経営の改善を図るとともに、移住の促進による地域農業の活性化を推進する。

また、新規就農者については、中古品の農業用機械、施設及び設備の導入または修繕についても支援対象とし、初期投資を抑えることにより早期の経営安定化を図る。

第2 事業対象者

本事業を実施しようとする者（以下「補助対象者」という。）は、第1の目的を達成するため、次に掲げる(1)から(5)のいずれか1つのタイプを選択し、実施することができる。

(1) 認定農業者育成支援タイプ

次の要件をすべて満たす者。

ア. 市内に居住し、市内で農業を営む者。

イ. 認定農業者の認定を受けていない者、又は、親が農業経営を行っている場合、経営分離を行っていること。ただし、本要領における認定農業者とは、神戸市担い手農家等認定要綱により認定された者をいう。

(2) 産地育成支援タイプ

市内に居住し、市内で農業を営む、以下のいずれかの者。または、市内で農業を営み、当該年度内に確実に市内に居住することが見込まれる、以下のいずれかの者。

ア. 農業経営開始日（本人名義で農産物の出荷や生産資材等の取引を開始した日）の属する年度から起算して10年を経過しない者、又は経営権のない農業後継者。

イ. 市内の既存の出荷グループに属し、当該出荷グループにおける所属年数が10年を経過しない者。（複数の出荷グループに加入している場合、他の出荷グループに10年を超えて所属する者は除く。）ただし、本要領における「出荷グループ」とは、代表者その他の事項について定めた定款または規約を有する組織であることとする。

(3) 施設等継承支援タイプ

次の要件をすべて満たす者。

ア. 市内で農業経営を行う者。経営農地が複数市町にまたがる場合は、主となる農地が市内にある者。

イ. 農業経営開始日（本人名義で農産物の出荷や生産資材等の取引を開始した日）の属する年度から起算して5年を経過しておらず、施設等を継承して5年を経過していない者。

(4) 移住促進支援タイプ

次の要件をすべて満たす者。

ア. 市内で農業経営を行う者。経営農地が複数市町にまたがる場合は、主となる農地が市内にある者。

イ. 農業経営開始日（本人名義で農産物の出荷や生産資材等の取引を開始した日）の属する年度から起算して5年を経過していない者。

ウ. 応募申請時から過去5年以内に市外から市内へ転居した者。または、事業実施後、2年以内に市外から市内へ転居することが確実と見込まれること。

(5) 集落営農組織発展支援タイプ

次の要件をすべて満たす集落営農組織。

ア. 市内で営農地を有するもしくは市内の農地で農作業受託を行うもの。

イ. 組織の代表者および規約の定めがあるもの。

ウ. 収支を組織専用の口座で管理していること。

第3 事業内容

第2の事業メニューについて、それぞれ次に掲げる機械等の導入に係る経費の一部を補助する。

(1) 認定農業者育成支援タイプ

認定農業者をめざすために要する施設、農業用機械及び設備（以下、「施設等」とする。）の導入。なお、生産性の向上や規模拡大につながる農業機械等は更新も対象とする。

(2) 産地育成支援タイプ

事業の拡大や独立を目指すために要する、以下の要件をすべて満たす農業用機械及び設備（以下、「機械等」とする。）の導入。

導入する機械等については、中古品も含むことができるものとするが、既存の機械等の更新・修繕は対象外とする。なお、中古品の耐用年数の算出方法については、原則として別紙のとおりとする。

ア. 作付対象品目が、野菜、果樹、花卉であること。

イ. 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号（以下、「省令」とする。）」に定めのあるものについては、省令に基づく耐用年数が、原則4年以上（中古品は原則2年以上）であること。

(3) 施設等継承支援タイプ

過去5年以内に継承した既存の農業用施設等および機械の利活用を進めるために要する、農業用施設、機械、設備等の修繕および部品等の更新。ただし、継承した施設、機械については耐用年数が原則2年以上であること。中古品の耐用年数の算出方法については、原則として別紙のとおりとする。

(4) 移住促進支援タイプ

新規就農者や農業後継者の市内への移住促進につながる、農業経営に必要な農業用施設および付帯設備の導入。

(5) 集落営農組織発展支援タイプ

集落営農組織の発展（規模拡大、法人化、広域化等）のために要する施設、農業用機械及び設備（以下、「施設等」とする。）の導入。

第4 成果目標

事業を実施する場合の成果目標は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 認定農業者育成支援タイプ

事業実施後、2年以内に市内で新たに認定農業者になること。

(2) 産地育成支援タイプ

第2(2)のアの者については、下記のA、Bのいずれか、第2(2)のイの者については、下記のBの要件を満たすこととする。

A. 事業実施後2年以内に、既存の市場出荷グループへの加入について協議を行うこと、又は、事業実施後2年以内に既存の出荷グループや新たに組織された出荷グループへ加入のうえ本人名義で神戸市内出荷を行うこと。

B. 事業実施後、2年以内に神戸市内出荷量を5%以上増加させること。ただし自然災害その他やむを得ない事情により達成できない場合を除く。

(3) 施設等継承支援タイプ

事業実施後、2年以内に市内出荷量を5%以上増加させること。ただし自然災害その他やむを得ない事情により達成できない場合を除く。

(4) 移住促進支援タイプ

事業実施後、2年以内に市内出荷量を5%以上増加させること。ただし自然災害その他やむを得ない事情により達成できない場合を除く。

(5) 集落営農組織発展支援タイプ

事業実施後、2年以内に経営規模（農作業受託面積を含む）を5%以上増加させること。

第5 補助率及び補助金の額

事業を実施する場合の補助率及び補助金の額は、予算の範囲内において、それぞれ次の通りとする。

(1) 認定農業者育成支援タイプ

ア. 補助率は、事業に要する経費の30%以内とし、補助金額は1,000千円を上限とする。

イ. 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 産地育成支援タイプ

ア. 補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は500千円を上限とする。

イ. 1事業あたりの最低総事業費は、20万円とする。

ウ. 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 施設等継承支援タイプ

ア. 補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は1,000千円を上限とする。

イ. 1事業あたりの最低総事業費は、20万円とする。

ウ. 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (4) 移住促進支援タイプ
ア. 補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は3,330千円を上限とする。ただし、国県補助金額と合わせて事業に要する経費の50%を超えないこと。
イ. 千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (5) 集落営農組織発展支援タイプ
ア. 補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は1,000千円を上限とする。
イ. 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

第6 事業の実施

- 1 本事業の実施主体は、公募により選定するものとする。
- 2 本事業を実施しようとする者は、次の書類を市長に提出するものとする。
 - ア. 応募申請書（様式第1号）
 - イ. 実施計画書
 - ・ 認定農業者育成支援タイプ（様式第2-1号）
 - ・ 産地育成支援タイプ（様式第2-2号）
 - ・ 施設等継承支援タイプ（様式第2-3号）
 - ・ 移住促進支援タイプ（様式第2-4号）
 - ・ 集落営農組織発展支援タイプ（様式第2-5号）
- 3 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、当該事業実施計画が適当と認められる場合はこれを承認する。
- 4 市長は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱の定めに従い、補助金交付を行うものとする。

第7 重複申請の制限

年度内に、同一の事業主体が当該事業へ複数回申請することはできないものとする。

第8 導入機械等の管理

事業実施主体は、本事業で導入する農業機械等について、適正な管理及び効果的な利用に努めるものとする。

第9 報告

- 1 事業実施主体は、事業の達成状況について、事業実施の翌年度から原則として2年間、毎年度4月末日までに、次の書類を市長へ報告を行うものとする。
 - ア. 事業達成状況報告書
 - ・ 認定農業者育成支援タイプ（様式第3-1号）
 - ・ 産地育成支援タイプ（様式第3-2号）
 - ・ 施設等継承支援タイプ（様式第3-3号）
 - ・ 移住促進支援タイプ（様式第3-4号）
 - ・ 集落営農組織発展支援タイプ（様式第3-5号）
- 2 市長は、事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、第2(1)～(5)の者について、目標年度において、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとする。
- 4 市長は、事業実施主体に対し、同条1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第10 補助金の返還

事業実施主体が、第4の成果目標を達成することができないと認められるとき、又は、神戸市補助金等の交付に関する規則第20条に該当するときは、補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則 この要領は、平成23年11月16日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
附 則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
附 則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

(別紙)

農業経営力向上支援事業のうち産地育成支援タイプ・施設等継承支援タイプにおける中古品の減価償却資産の耐用年数の算出方法について

本事業における中古品の耐用年数の算出方法については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準じて、次の通り行うこととする。

1. 見積法

既に耐用年数の全部または一部を経過している中古の減価償却資産を取得した場合には、原則として取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とする。

2. 簡便法

見積法による見積もりができないときは、次の簡便法で計算した年数とすることができる。

①	耐用年数の全部を経過したもの	法定耐用年数×0.2
②	耐用年数の一部を経過したもの	法定耐用年数－(経過年数×0.8)

3. 年数の端数及び最低年数

計算により算出した年数が、1年未満の端数は切り捨て、1年以上2年未満の年数は2年とする。